



令和6年10月1日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品
製造業最低賃金専門部会

部会長 野崎 正

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月5日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、
慎重に調査審議を重ね、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 鈴木 奈穂美
土屋 直樹
野崎 正

労働者代表委員 新井 博
江郷 俊太
根岸 朋宏

使用者代表委員 加藤 和男
下平 誠一郎
徳田 彰男

(五十音順)

別紙

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品 製造業最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1, 114円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日